

整理番号	消防-法不-89
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	充填設備、充填方法の技術基準適合命令
概要	市長は、充填事業者の充填設備又は充填の方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該充填事業者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の5第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第3項 都道府県知事は、充填事業者の充填設備又は充填の方法が前条第2項又は前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように充填設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って充填すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	